

申告相談日程

		町内会名 (午前 9 時から午前 11 時 30 分)	町内会名 (午後 1 時から午後 4 時)
2月	12日	小坂	太田川
	13日	前田・泉田上	泉田中・泉田下
	16日	板橋	板橋南
	17日	鳥取	内谷西・内谷東
	18日	貝田	
	19日	大木戸	高城・山根
	20日	光明寺	大坂
	23日	鶉町・上野・滝山	源宗山(西・東・北)
	24日	山崎北・小林・山崎館	山崎(小館・宮館)宮前
	25日	山崎沢田	山崎耕谷
3月	2日	大町北・本町	宮町(南・北)・藤田宮前
	3日	藤田光陽・町東	宮東
	4日	原町	中部
	5日	並柳	築館・北部
	6日	川内	
	9日	森江野第1	森江野第2
	10日	森江野第3	森江野第4
	11日	徳江北	森江野第7
	12日	森江野第8	森江野第9
	13日	森江野第10・第11	森江野第12
	16日	予備日	

※混雑を避けるため、指定期日に申告相談されるようご協力をお願いします。なお、当日都合の悪い方は期間中の都合の良い日に申告してください。

※車でおいでになる場合、十分な駐車場を確保できませんので、ご了承ください。※税務署(会場「ウィル福島」福島市卸町)で申告される方や税務署から案内を受けている方は国見町で申告相談する必要はありません。ご自身で申告書を作成される方は、申告相談を受けることなく、郵送または持参により提出が可能です。※下記の方は「簡易申告書」を提出願います。

①無収入の方。
②収入が、遺族(障害)年金、雇用保険(失業給付金)に限る方。
申告相談は不要となります。
提出先：申告会場若しくは税務課(1階執務室)

準備するもの

- a) 住民基本カード(注1)
- b) 電子証明書(注1)
- c) ICカードリーダー(注2)

(注1) 発行手数料は、各500円となります。

発行担当課：住民生活課 585-2115

(注2) 電器店でお求めください。価格2,000円から3,000円程度。

詳しくは、国税庁ホームページからご確認ください。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようにご注意ください。

確定申告 検索



「確定申告書等作成コーナー」 相談会場(控え室)に設けます

給与や年金所得の還付申告等の場合、簡単に申告書ができあがります。不明な点は、専任スタッフによる操作サポートがあります。お待ち頂く時間も短縮されますので、ご利用をお勧めします。

❖日中多忙な方は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から確定申告書の作成ができます。(申告書は、郵送等により税務署へ提出願います。)

❖e-TAX(国税電子申告・納税システム)により、インターネット環境を利用して確定申告が可能です。

①会場に向くことなく、相談会場開設期間前より、一部のメンテナンス時間を除き、24時間ご利用できます。

②申告書郵送の手間が要りません。

所得税・住民税の 申告相談

◆期間 2月12日(木)から3月16日(月)
◆会場 観月台文化センター 3階
(第1・2研修室)



町では、2月12日から3月16日までの間、所得税・町県民税の申告相談を行います。

この申告は、昨年1月から12月までの所得を申告していただくもので、平成27年度の町県民税や国民健康保険税などの課税の基礎となります。

申告相談には「確定申告書(封筒)」または、町から送付された「所得申告相談について(案内葉書)」などの必要書類を持参し、期限内に申告してください。

申告が必要な方

税務署からの「確定申告書案内(封筒・葉書)」および町からの「案内葉書」が届いていない場合でも、次に該当する方は申告が必要となります。

- ①「農業、営業などの事業を営んでいる」「地代、家賃、配当などの所得がある」
- ②「給与の年収額が2,000万円を超える」「給与の他に所得がある」「2ヶ所以上から給料をもらっている」「年末調整ができなかった」
- ③「公共事業のために土地や建物を譲渡したことにより、所得税がかからない」場合など

申告相談に持参するもの

I 収入・必要経費のわかるもの

①事業者の方⇒収支内訳書

農業をされている方：平成26年中の農作物等にかかる収入帳(農産物受払帳)、経費帳等の諸帳簿。諸帳簿の根拠書類等

営業をされている方：平成26年中の売上帳、仕入帳、経費帳等の諸帳簿。諸帳簿の根拠書類

※平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象が拡大されました。

事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について対象となります。

- ②事業者で東京電力から補償金を受け取った方⇒補償通知書等、補償内容がわかるもの
- ③土地・建物等の譲渡があった場合には、**売買契約書**または**買取証明書**等
- ④給与やパート等及び年金受給者の方は、源泉徴収票または支払証明書等

II 所得から控除するための証明書など

- ①生命保険料や個人年金保険料(10年以上の掛け金)の控除証明書
- ②地震保険料等の支払証明書
- ③国民年金保険料の控除証明書
- ④医療費控除を受ける方(支払った医療費が10万円または所得の5%を超えた場合)はその領収書及び介護保険制度に基づくサービスを受けられた方はその利用料等の領収書
- ⑤雑損控除を受ける方は被害を受けた資産の取得価格・取得時期のわかるもの、被害を受けた資産の修繕費・取壊し費用などのわかるもの、被害を受けた資産について受け取る保険金額のわかるもの
- ⑥繰越控除を受ける方は、平成25年分の確定申告書等、繰越損失額のわかるもの
- ⑦その他必要と認められる書類